

相楽東部広域連合に関係町村の規程を準用する規程

平成 20 年 12 年 25 日
規 程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、相楽東部広域連合(以下「広域連合」という。)に広域連合を組織する町村の規程を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(和東町の規程の準用)

第 2 条 この広域連合に、和東町の次に掲げる規程を準用する。

- (1) 和東町文書事務取扱規程
- (2) 和東町職員安全衛生管理規程

(規程の準用の特例)

第 3 条 前条第 1 号の規定にかかわらず、文書の保管、保存等については、相楽東部広域連合文書の保管、保存等に関する規程による。

2 前条第 2 号の規定にかかわらず、和東町以外の組織町村に所在する施設に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員の取扱については、それぞれの町村に掲げる規程を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。